

感染症危険情報（レベル3及び2）

欧洲各国に対する感染症危険情報の発出 （一部の国・地域のレベル引き上げ）（新規）

2020年3月17日

【危険度】

1 アイスランド

●アイスランド全土

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

2 イタリア

●ヴァッレ・ダオスタ州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、トレントイーノ＝アルト・アディジエ州、ピエモンテ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、マルケ州、リグーリア州及びロンバルディア州

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

3 スイス

●バーゼル＝シュタット準州

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）

●ティチーノ州

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

4 スペイン

●ナバラ州

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）

●マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

5 英国及びアイルランド

●英国及びアイルランド全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

6 キプロス、クロアチア、ブルガリア及びルーマニア

●キプロス、クロアチア、ブルガリア及びルーマニア全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（新規）

7 サンマリノ

●サンマリノ全土

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

8 アンドラ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、

●上記各国全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

感染がさらに拡大する可能性があるので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

1 レベル3の地域

(1) スイス・バーゼル＝シュタット準州及びスペイン・ナバラ州（引き上げ）

(2) アイスランド全土、イタリア9州（ヴァッレ・ダオスタ州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、トレントイーノ＝アルト・アディジエ州、ピエモンテ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、マルケ州、リグーリア州及びロンバルディア州）、スイス1州（ティチーノ州）、スペイン3州（マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州）サンマリノ全土（継続）

スイスでは、同国全土において感染が拡大しており、3月16日、同国政府は感染症法に基づく非常事態を宣言し、食料品、薬局等を除く全店舗、飲食店、娯楽施設等が4月19日まで閉鎖されることとなりました。特に、既に感染症危険情報レベル3を発出しているティチーノ州に加えて、バーゼル＝シュタット準州において感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

スペインでは、同国全土において感染が拡大しており、3月14日、警戒事

態が宣言されました。また、3月17日からスペイン人、居住者、越境労働省等を除く者の陸路国境からの入国を禁ずる国境措置等の対策もとられています。特に、既に感染症危険情報レベル3を発出しているバスク州及びラ・リオハ州に隣接するナバラ州において感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、スイス・バーゼル＝シュタット準州及びスペイン・ナバラ州に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げます。なお、アイスランド全土、イタリア9州（ヴァッレ・ダオスタ州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、トレントィーノ＝アルト・アディジエ州、ピエモンテ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、マルケ州、リグーリア州及びロンバルディア州）、スイス1州（ティチーノ州）、スペイン3州（マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州）及びサンマリノ全土については感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））を、イタリア、スイス及びスペインのその他の地域については、感染症危険情報レベル2を継続します。

2 レベル2の地域

(1) アイルランド、キプロス、クロアチア、ブルガリア、ルーマニア及び英国全土（引き上げ又は新規）

(2) (上記1のレベル3の国及び地域を除く) シェンゲン協定全加盟国（イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アンドラ、モナコ及びバチカン全土（継続）

欧州各国では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、1万人当たりの感染者数の増加率多くの国及び地域で高まっています。特に、欧洲委員会は、3月16日、第三国からのEU加盟国及びシェンゲン協定加盟国等への不可欠でない入域を30日間禁止する旨の措置案を発表しました。

このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、シェンゲン協定の加盟国ではないEU加盟5か国（アイルランド、キプロス、クロアチア、ブルガリア及びルーマニア）及び英国全土に感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出します。なお、(上記1のレベル3の国及び地域を除く) シェンゲン協定全加盟国（イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、

フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アンドラ、モナコ及びバチカン全土については、レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を継続します。

3 在留邦人及び渡航者の皆様におかれでは、感染の更なる拡大の可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を隨時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

欧洲の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>